



NRW Japan Webtalk 「炉端会議 ライブ配信」
～新型コロナ禍のドイツでのM&A およびドイツへの進出
- 危機をチャンスに～

日系企業によるドイツ法人M&A 主要ドイツ税務論点

KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft(KPMGドイツ)
2020年6月26日

Agenda

I

イントロダクション

Page 3

II

買収フェーズの主要税務論点

Page 5

III

買収後経営統合（PMI）フェーズの主要税務論点

Page 21

KPMG ドイツ Global Japanese Practice (GJP)

Page 33

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。



I. イントロダクション

I. イントロダクション

日系企業によるドイツ法人M&Aにおける主要税務論点を取り扱う背景

税引後のフリーキャッシュフロー最大化のための取り組みの必要性

- M&Aにおいては、税務デューデリジェンス、税務リスクを考慮した株式譲渡契約書の作成、買収ストラクチャーの検討といった税務留意点がある。
→ M&Aにおいても合理的な範囲で課税の最適化のための検討を行うということは必要なプロセスである。
加えて、M&A後の税務ガバナンスを適切に構築することにより、M&Aによる効果の最大化を図る。

コロナ禍における、ドイツ企業M&Aの傾向と注意すべきポイントの再確認

- 新規投資を控え、手元資金の確保を優先している企業が多い
- コロナ前に意思決定していた案件に関しては、中止せずプロセスを進めているケースが大半
- コロナ前に投資枠を確保していた企業は、継続して案件を探している
- 割高になっていたValuation 価格が下落し、適正な金額でM&Aを実施できる環境になる期待
- 業績悪化による倒産、同族企業の後継者問題により事業を手放すケースが増加し、M&Aによる投資機会も増加
→ コロナ禍においても、成長のために必要な投資を検討すること、他方では適切に事業を売却することが重要となる

M&Aにおいては、今まで以上に慎重なデューデリジェンス(DD、法務／税務他)が必要となる

これらの検討を行う際、ドイツ税務面のポイントを把握しておくことも重要であるため、当該講義にてまとめる



II. 買収フェーズの主要税務論点

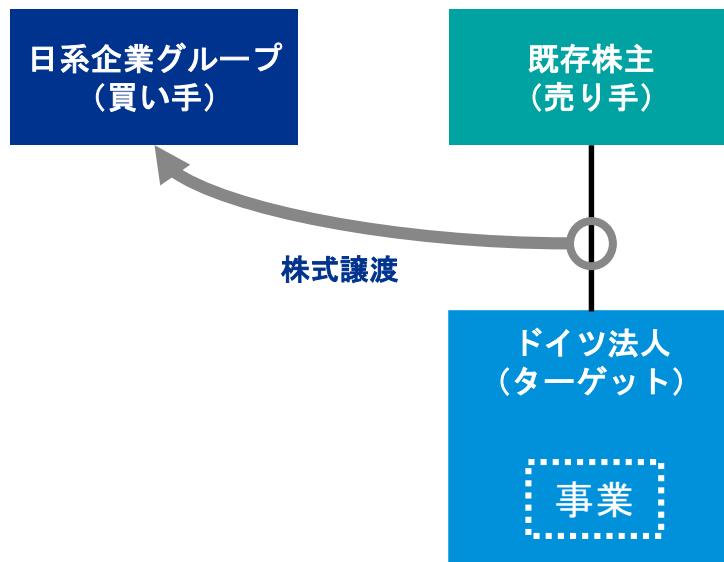
II. 買収フェーズの主要税務論点

1. 一般的な買収手法の紹介

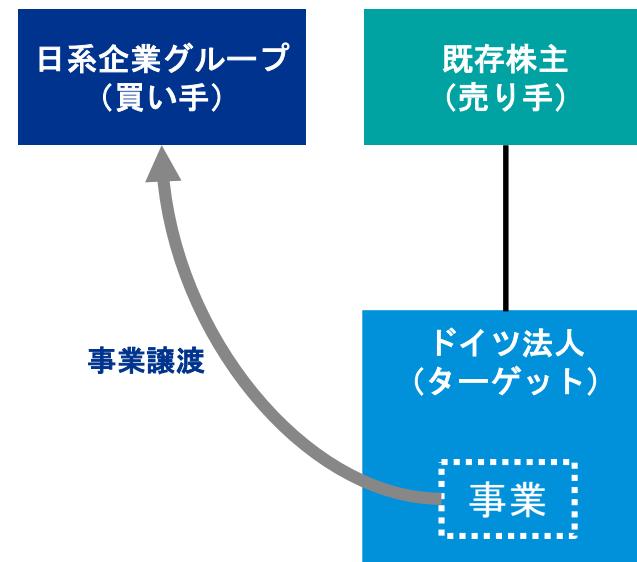
① 買収手法(スキーム図)

日系企業によるドイツビジネスの一般的な買収手法は、株式譲渡または事業譲渡であり、スキーム図は以下のとおり。

【株式譲渡】



【事業譲渡】



前提

- 日系企業グループ（買い手）は、既存株主（売り手）及びドイツ法人（ターゲット）にとって第三者に該当する。
- 直接の買収主体は、日系企業グループ（買い手）の日本親会社だけでなく、欧洲統括会社やドイツ子会社などがあり得る。

II. 買収フェーズの主要税務論点

1. 一般的な買収手法の紹介

② 買収手法ごとの税務以外の主要なメリット・デメリット

| 買収手法ごとの税務以外の主要なメリット・デメリット | | |
|---------------------------|--|--|
| 買収手法 | 主要なメリット | 主要なデメリット |
| 株式譲渡 | <ul style="list-style-type: none">— 被取得企業における第三者との契約関係に変更は生じない— 被取得企業の従業員へ与える影響が少ない— バックオフィス機能なども含むすべての事業を買収できるため、ビジネスが滞るリスクが比較的低い— 事業上必要となる資産は、オフバランスのものも含め、もれなく買収することができる | <ul style="list-style-type: none">— 個別の資産・負債の譲渡は不可能— 被取得企業の簿外債務・偶発債務を引き継ぐリスクがある |
| 事業譲渡 | <ul style="list-style-type: none">— 個別の資産・負債の譲渡が可能— 被取得企業の簿外債務・偶発債務は引き継がれない | <ul style="list-style-type: none">— 被取得事業における第三者との契約の巻き直しが必要— 引継ぎ従業員の選択が必要— 被取得事業に係る従業員への影響についてケアが必要— 引継ぎ資産の網羅性について検討が必要— 必要な機能（バックオフィス機能など）を括的に買収できない場合には、ビジネスが滞るリスクがある |

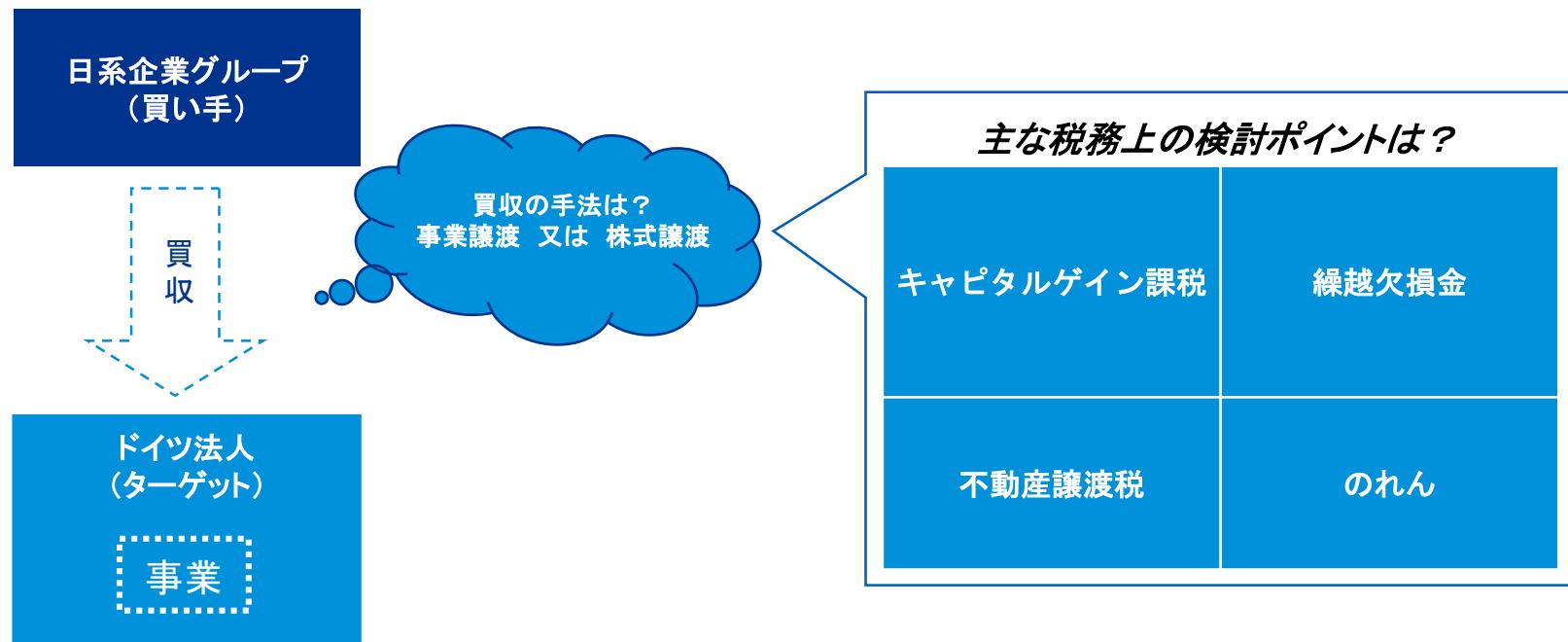
II. 買収フェーズの主要税務論点

2. 各手法のドイツ税法上の主要論点の解説

① 税務上の主な検討ポイントの紹介

日系企業によるドイツビジネスの一般的な買収手法は、事業譲渡または株式譲渡である。

上記買収手法の検討にあたり、税務上の主要なポイントは以下のとおりとなる。



II. 買収フェーズの主要税務論点

2. 各手法のドイツ税法上の主要論点の解説

② キャピタルゲイン課税

キャピタルゲイン課税に関する買収時の留意点

| | |
|------|--|
| 株式譲渡 | <ul style="list-style-type: none">— 売り手に生じた株式譲渡益のうち、95%部分は非課税。(税務上、株式譲渡損は全額損金不算入)— 残りの5%部分は課税対象となり、実効税率を30%と仮定すると結果的にキャピタルゲインに対し1.5%の課税がされる。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">— 譲渡価額は、一般的には公正価値(FMV)にて算定される。ドイツの税務上、株式のFMVの評価方法(市場価額による評価方法、直近の売買実例を参考にする評価方法、収益還元法等)は定められている。 |
| 事業譲渡 | <ul style="list-style-type: none">— 原則として事業譲渡益に対して課税される。(税務上事業譲渡損の損金算入が可能)(注)— 資産・負債の譲渡は一般的にFMVでなされる。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">— ドイツの税務上、公正価値の評価方法は、土地や建物等の個々の資産の種別ごとに定められている。(例: 土地や建物については統計データを基礎とした公正価値が公表されている) |

(注)

税制適格の場合には、税務上の帳簿価額で資産・負債を移転できる。

ただし、資産・負債の取得対価が株式であること等が要件とされるため、第三者との資本関係を築かずには、第三者の事業又は株式の買収を行う場合には、要件を充足することは困難であると考えられる。

II. 買収フェーズの主要税務論点

2. 各手法のドイツ税法上の主要論点の解説

③ 繰越欠損金

| 繰越欠損金の制度概要 | |
|------------------|---|
| 繰越可能期間 | 無制限 |
| 単年度における使用制限 | <p>課税所得金額のうち、以下の部分に応じて、それぞれの額につき、繰越欠損金を使用可能</p> <p>①1百万ユーロまで：全額 ②1百万ユーロを超える部分：その部分の60%相当額まで</p> |
| 繰越欠損金に関する買収時の留意点 | |
| 株式譲渡 | <ul style="list-style-type: none">被取得企業の繰越欠損金は、過去5年間における株式の移転比率(合計)に応じて、下記のとおりその全額が消滅する。<ul style="list-style-type: none">- 取得比率が50%超の場合、繰越欠損金は全額消滅する。ただし、未使用的繰越欠損金は、課税対象となる事業資産の含み益相当額を上限に引き継ぐことが可能。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">譲受人と譲渡人の株式の100%が同一者により、直接もしくは間接保有されている場合には、株式譲渡による不利益な変更は存在しないため、上記の制限は適用されない(グループ免除規定)。 |
| 事業譲渡 | <ul style="list-style-type: none">売り手が保有する税務上の繰越欠損金は買い手に移転することができない。資産の売り手企業が事業譲渡後に清算した場合、その企業が有する繰越欠損金は消滅する。 |

II. 買収フェーズの主要税務論点

2. 各手法のドイツ税法上の主要論点の解説

④ 不動産譲渡税 – 制度概要

| 不動産譲渡税の制度概要 | |
|-------------------|---|
| 課税要件 | 不動産譲渡税は、一般的に、ドイツ国内の不動産の所有権の移転を伴う取引を課税対象とする。 |
| 株式の直接・間接譲渡に係る課税要件 | 不動産を有するドイツ法人の株式が、90%以上直接又は間接的に譲渡された場合においても、不動産譲渡税の課税対象とされる。 |
| 税率 | 3.5%～6.5%（州により異なる） |
| 課税標準 | 株式譲渡： 対象不動産に関する、第3社が作成した時価の評価書類における評価額、又は、統計データや資産用途の種別を勘案して評価した金額 事業譲渡： 通常、課税標準は、譲渡価額により評価される。 (あるいは、ドイツの評価法に従い評価される。) |
| 納税義務者及び負担者 | M&Aの実務においては、買い手と売り手それぞれの負担額は交渉により決定され、契約上記載される。 |

II. 買収フェーズの主要税務論点

2. 各手法のドイツ税法上の主要論点の解説

④ 不動産譲渡税 - 買収時の留意点

不動産譲渡税に関する買収時の留意点

株式譲渡

- 不動産譲渡税は、取得株式の取得価額を構成する。取得株式が処分された際には、譲渡原価の額となる。
(参考)
ドイツ税法上のグループ内組織再編の免除規定(株式を対価として行われる組織再編成等)に該当する場合には、最終(日本)親会社に変更がないケースにおいて、不動産譲渡税が免除されることがある。
(グループ外の第三者と、現金を対価とする株式譲渡取引を行うケースにおいては、不動産譲渡税は免除されない)

事業譲渡

- 不動産譲渡税は、取得不動産の取得価額を構成する。取得不動産が減価償却資産である場合には、減価償却を通じて損金の額に算入される。

II. 買収フェーズの主要税務論点

2. 各手法のドイツ税法上の主要論点の解説

⑤ のれん

のれん

株式譲渡

- 買収価額を検討するため、買収対象企業の公正価値評価を実施することが推奨される。(一般的に、のれんはDCF法により評価される)
- 買収企業がドイツの納税義務者の場合、のれんは通常株式簿価に含められる。取得株式が処分された際には、譲渡原価の額となる。

事業譲渡

- 公正価値評価額が支払対象となるため、通常、その評価額は税務の観点から検討される。(一般的に、のれんはDCF法により評価される)
- 買収価額の各資産(知的財産や顧客リストなどのような無形資産も対象)・負債に対する適切な配分が必要となる。
- 取得企業がドイツ企業の場合、のれんは、ドイツ税法に基づき15年で償却される。

II. 買収フェーズの主要税務論点

2. 各手法のドイツ税法上の主要論点の解説

⑥ 各手法の主な検討ポイントのサマリー

買収において検討を要する主なポイントの内容を要約すると以下のとおりである。

| 買収手法 | キャピタルゲイン課税 | 繰越欠損金 | 不動産譲渡税 | のれん |
|------|---|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 株式譲渡 | <ul style="list-style-type: none">— 株式譲渡益は95%非課税(時価評価が必要)— 株式譲渡損は全額損金不算入 | 譲渡割合に応じて全部又は一部が消滅する場合がある | 課税あり (90%以上の持分譲渡の場合) | のれん相当は将来の株式譲渡時に譲渡原価を構成する |
| 事業譲渡 | <ul style="list-style-type: none">— 事業譲渡益は時価課税— 事業譲渡損は損金算入可能 | 引継ぎ不可能 | 課税あり | 15年償却 |

II. 買収フェーズの主要税務論点

3. ドイツ法人に対する税務デューデリジェンスの実施におけるポイント

① 総論

買収を成功させるためには、税務デューデリジェンスの適切な実施により、ターゲットを正確に評価し、検出された各種の潜在的な租税債務について、下記の対応を行うことが必要となる。(各評価項目の内容については、次ページ以降を参照。)

潜在的な租税債務

金額的な評価が可能である主要な項目

金額的な評価ができない主要な項目

- Tax Open Yearの長さ
- 移転価格税制
- その他

- 繰越欠損金の取り扱い
- 不動産譲渡税
- VAT
- 年金債務 等

- TCMSの対応状況
- その他

買収価格への織り込みが必要

株式譲渡契約における
責任関係の明確化が必要

税務専門家による買収価格・株式譲渡契約書のレビューが重要

II. 買収フェーズの主要税務論点

3. ドイツ法人に対する税務デューデリジェンスの実施におけるポイント

② 特殊な評価項目の紹介 (1/2)

ドイツ法人に対する税務デューデリジェンスにおける主な留意点について、日本から見て特殊であると考えられる点にフォーカスを当てて取りまとめるに、以下のとおりとなる。

| 主要な留意点 | 対応方法 |
|------------------------------------|--|
| 税務DDの対象期間 (Tax Open Yearの長さと時効) | <ul style="list-style-type: none">Tax Open Year(税務調査が完了していない期間)が、日本に比して長い(5~6年)傾向がある <p>理論的には、Tax Open Yearについては、税務デューデリジェンスの対象期間とすることが望ましい</p> |
| 繰越欠損金の取り扱い | <ul style="list-style-type: none">組織再編実施時等の繰越欠損金の取り扱いが日本とは異なる <p>税務デューデリジェンスにおいて、各組織再編手法ごとに下記の各点等につき、詳細な確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none">繰越欠損金の引継ぎ可否の確認繰越欠損金の有効活用方法の検討 |
| 不動産譲渡税の課税要件の確認 | <ul style="list-style-type: none">不動産譲渡税の課税要件を正確に把握していないと、予期せぬ課税を受けることがある <p>税務デューデリジェンスにおいて、各組織再編手法ごとに不動産譲渡税の課税要件につき、詳細な確認を行う</p> |

II. 買収フェーズの主要税務論点

3. ドイツ法人に対する税務デューデリジェンスの実施におけるポイント

② 特殊な評価項目の紹介 (2/2)

| 主要な留意点 | | 対応方法 |
|---------------------|--|---|
| VATが複雑 | <ul style="list-style-type: none">— VATの制度が複雑であり、取り扱いの誤りが多額の租税債務を生じさせる可能性がある | <ul style="list-style-type: none">— VATも、税務デューデリジェンスにおいて、重要な確認項目に位置付ける— 自社の取り扱いの正確性のみならず、取引先の発行する請求書等が正確に作成されているかについても、確認する必要がある |
| DAC 6対応が必要 | <ul style="list-style-type: none">— 過去の取引も含め、届け出対象期間内の取引の有無を確認 | <ul style="list-style-type: none">— 届出対象取引における税務上のリスク判断を行う |
| TCMSの対応状況につきレビューが必要 | <ul style="list-style-type: none">— TCMS(Tax Compliance Management System)対応の重要性が高まっているため、特別にレビューが必要となる。(TCMSの詳細は後述) | <ul style="list-style-type: none">— TCMSレビューも、税務デューデリジェンスにおいて、重要な確認項目に位置付ける |

II. 買収フェーズの主要税務論点

4. 本邦タックスヘイブン対策税制

① タックスヘイブン対策税制 概要

タックスヘイブン対策税制とは？

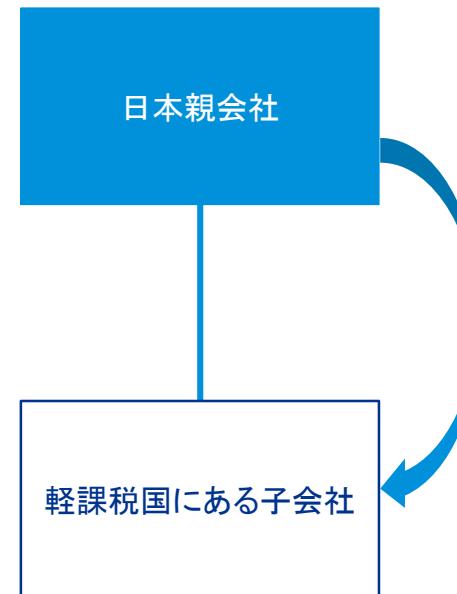
軽課税国に所在する海外子会社を利用した租税回避に対処するため、以下などの一定の条件に該当する海外子会社の所得に相当する金額を日本親会社の所得とみなし、日本で課税する制度

— 租税負担割合が30%未満の外国関係会社であること

法定実効税率ではなく一定の算式に基づいて計算される実際の実効税率で判定を行う。海外子会社の所在地国で免税と取り扱われる株式譲渡益などは租税負担割合の引き下げ要因となる。

— 一定の実体等を有しないこと

租税負担割合が20%未満である場合、20%以上かつ30%未満である場合など、状況に応じ、合算課税回避のために要求される実体等は異なる。

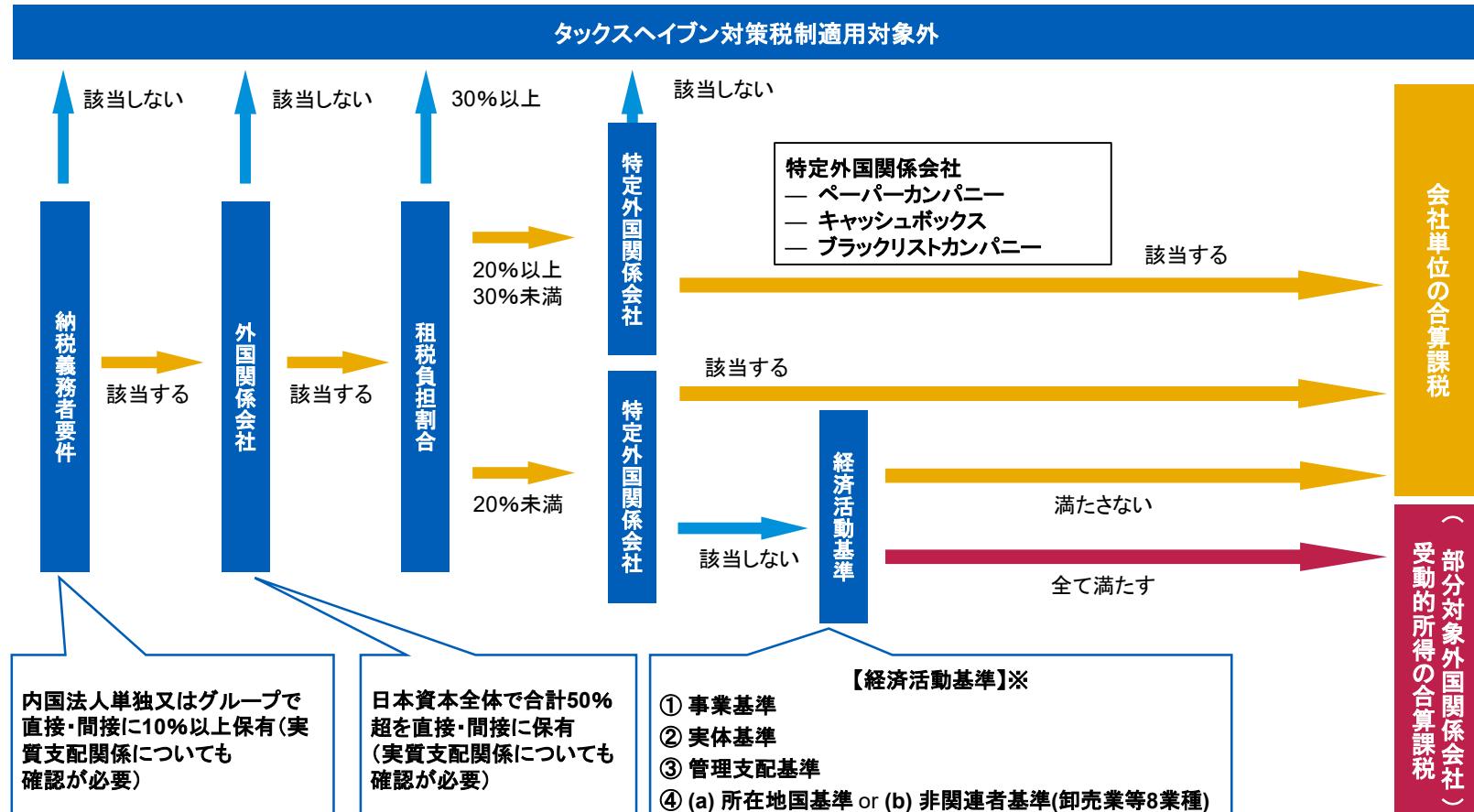


ビジネスを、軽課税国の中子会社に移転して、節税しようとしたら？

II. 買収フェーズの主要税務論点

4. 本邦タックスヘイブン対策税制

② 2017年度税制改正後タックスヘイブン対策税制 概要



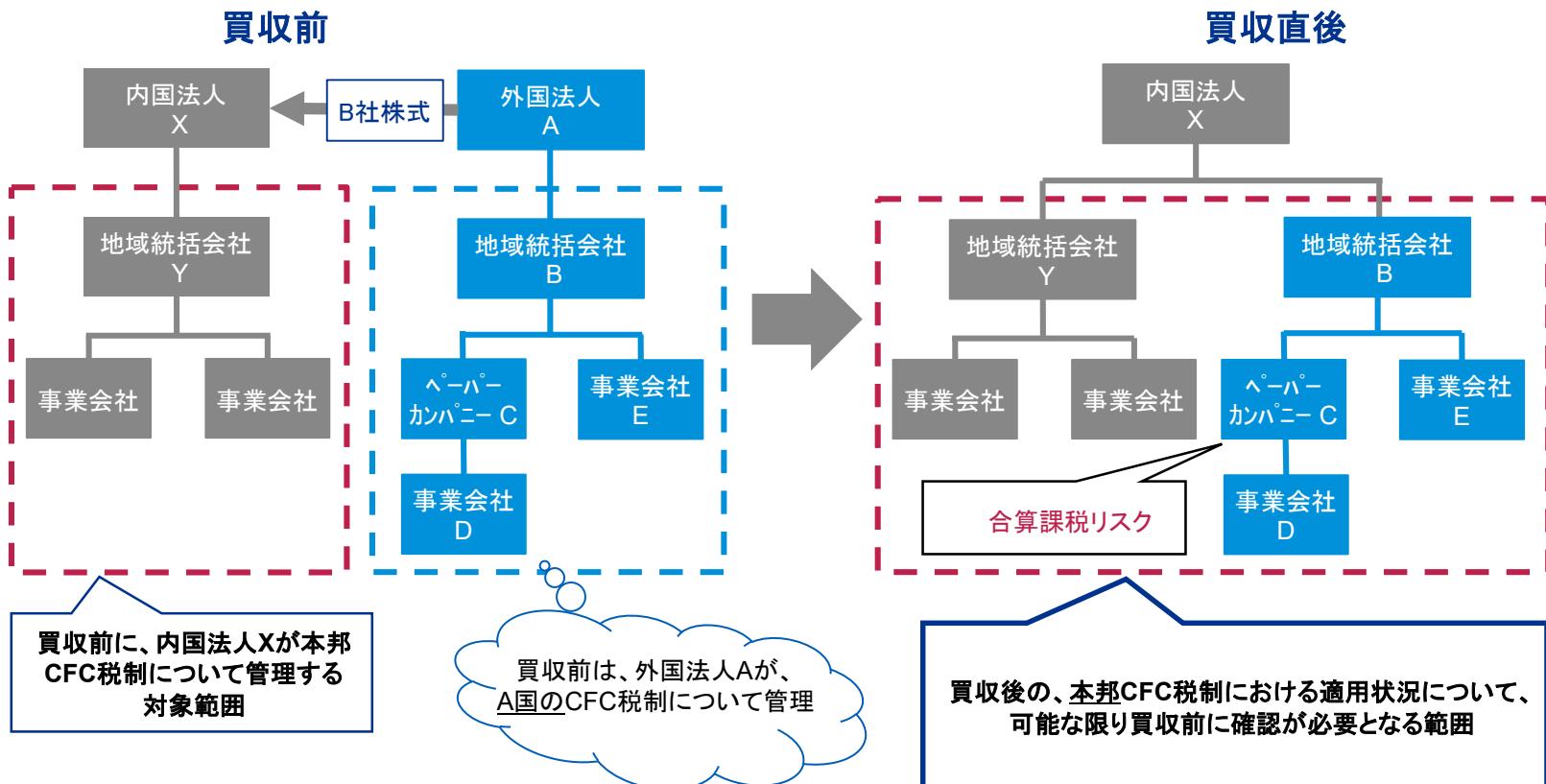
※適用除外基準から経済活動基準への変更による大きな影響はない。

II. 買収フェーズの主要税務論点

4. 本邦タックスヘイブン対策税制

③ 買収に伴う 本邦タックスヘイブン対策税制の管理対象法人の増加

内国法人X社が外国法人A社からB社株式(企業グループ)を買収





III. 買収後経営統合（PMI） フェーズの主要税務論点

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

税務上の主要な検討ポイント

買収後経営統合(PMI)フェーズにおける税務上の主要な検討ポイントとしては例えば以下などがある
本セミナーにおいては青色のボックスの項目について解説する



本邦タックスヘイブン対策税制
(2018年税制改正)



買収後の税務チーム統合を含めた税務
申告手続きの組織化



ドイツにおける税務ガバナンス(TCMS)



買収後の事業体の統合



グローバル税務管理の必要性



買収後の企業グループにおける機能・リ
スクの統合と、移転価格ポリシーの整理

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

1. 本邦タックスヘイブン対策税制(2018年税制改正)

① 買収後の事業再編等に伴う一定の株式譲渡益の特例

外国子会社合算税制の見直し(海外M&Aに伴う海外子会社等再編円滑化措置)

- 日本企業による海外M&Aにおいて、M&Aによるシナジーの最大化のためには、PMI^(※)の一環として、不要なペーパーカンパニー等の解散等グループ内組織再編を行うことも重要。こうした観点から、ペーパーカンパニー等の整理の際に発生する株式譲渡益に対する課税を見直す

(※)Post Merger Integration:いわゆる買収後経営統合

改正概要

外国子会社合算税制について、M&Aにより傘下に入った特定外国関係会社又は対象外国関係会社(ペーパーカンパニー等)を整理するにあたり、当該ペーパーカンパニー等が有する一定の外国関係会社の株式等を、一定期間内に当該ペーパーカンパニー等に係る外国関係会社等に譲渡した場合に、その譲渡により生ずる利益の額を、当該ペーパーカンパニー等の適用対象金額の計算上控除する。

参考:国税庁が公開したQAにおいて、当該措置の適用関係が、具体例に基づき説明されている。

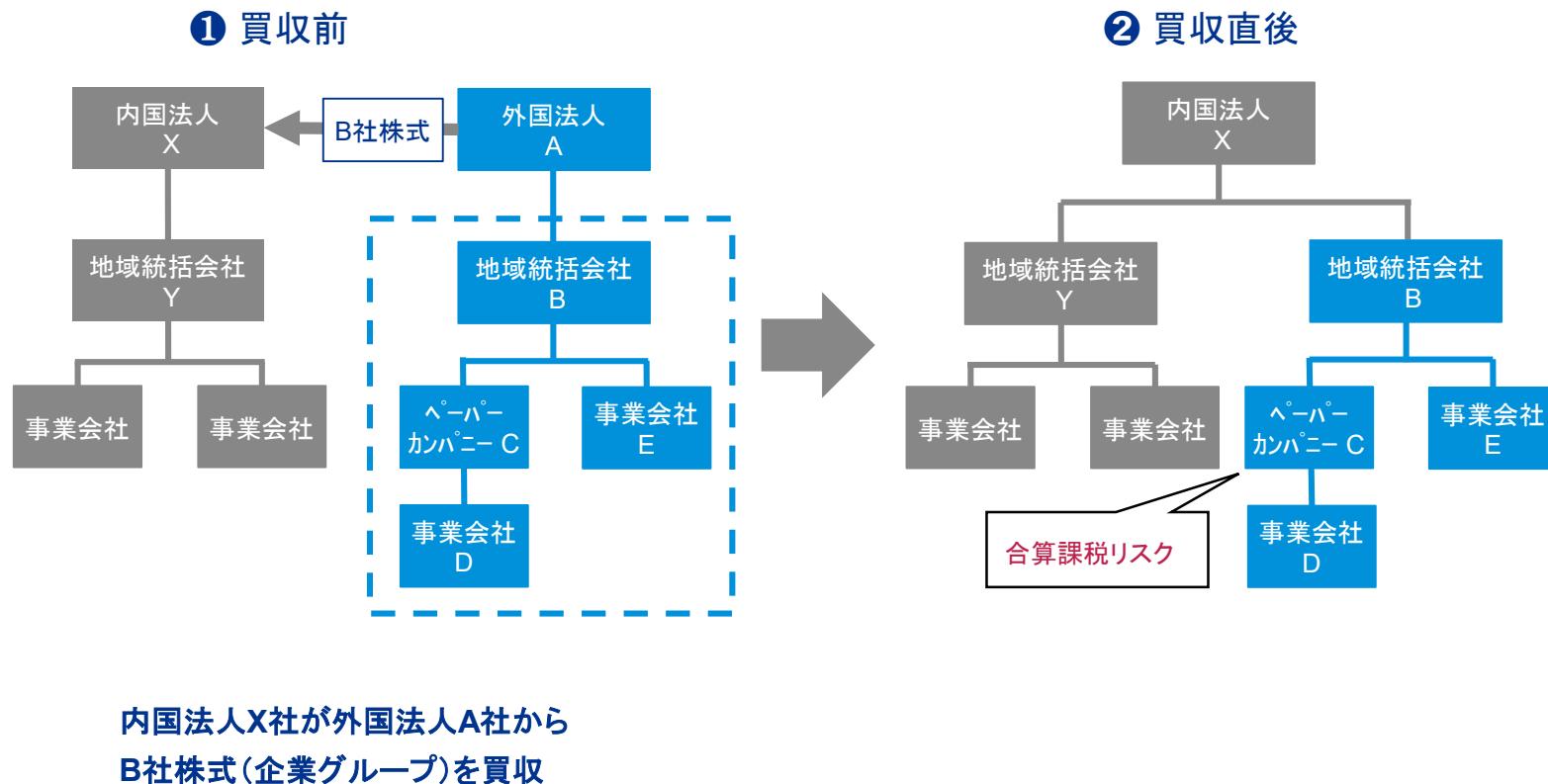
<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/index.htm>

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

1. 本邦タックスヘイブン対策税制(2018年税制改正)

② サンプルスキーム図 (1/2)

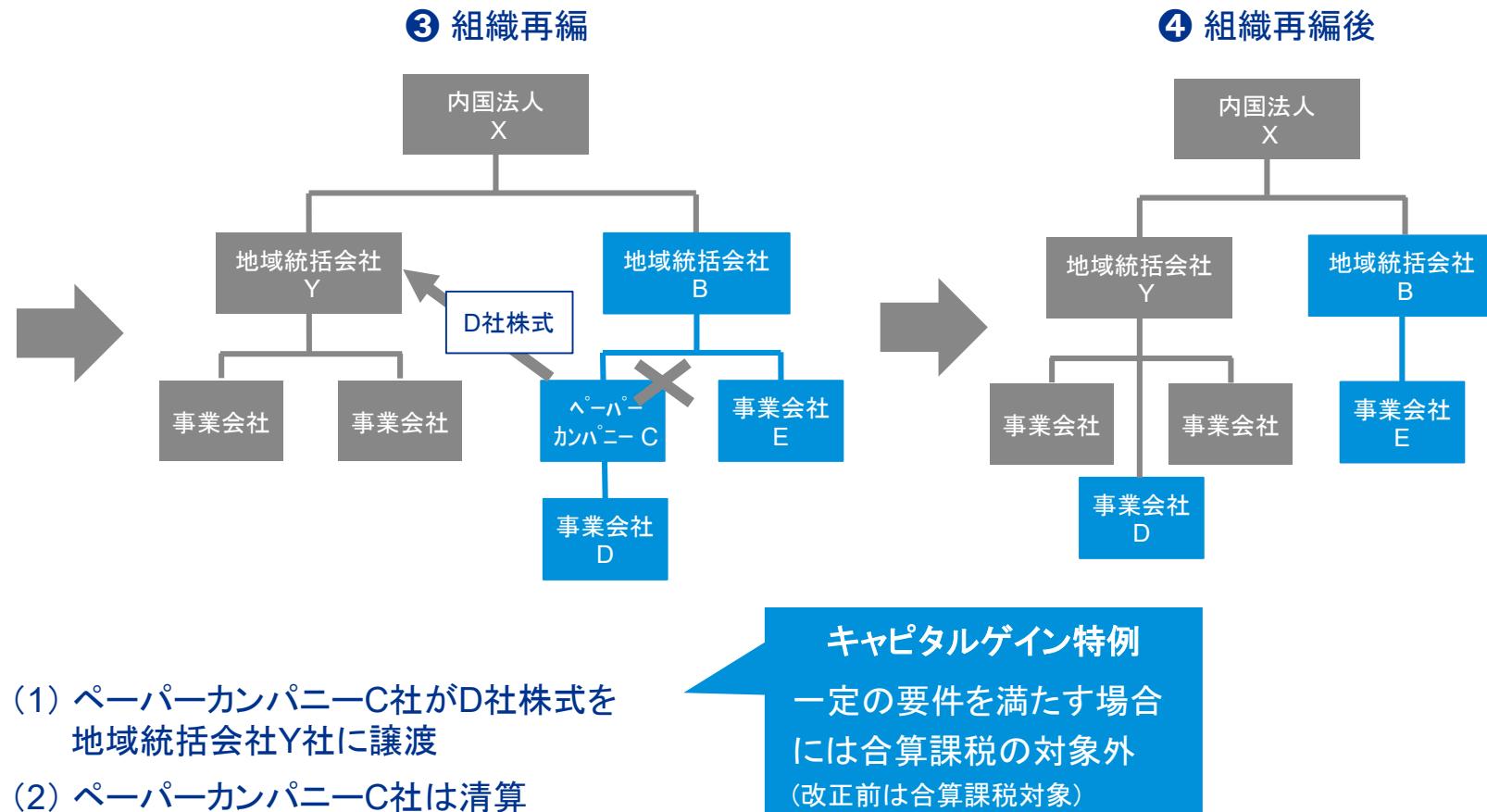
《海外企業グループの買収 + 事業統合(組織再編)》



III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

1. 本邦タックスヘイブン対策税制(2018年税制改正)

② サンプルスキーム図 (2/2)



III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

1. 本邦タックスヘイブン対策税制(2018年税制改正)

③ 規定の概要

規定の概要 (措令39の15①五、②十八、措規22の11⑤⑥)

以下に該当する株式の譲渡利益額については、会社単位の合算課税の対象から除外

| | | | |
|-------|--|---|---|
| 譲渡者 | 特定外国関係会社又は対象外国関係会社 ^{(*)1} | | 会社単位の合算課税の対象となる外国関係会社(C社) |
| 対象株式等 | 特定部分対象外国関係会社株式等 =譲渡者が特定関係発生日 ^{(*)2} に有する部分対象外国関係会社の株式等 | | 買収日に譲渡者が保有する経済実体のある外国関係会社(D社)の株式 |
| 特定譲渡 | 1. 譲渡先要件 | 内国法人(譲渡者を合算課税の対象とするもの) 又はその内国法人に係る部分対象外国関係会社 | グループ内の譲渡 |
| | 2. 譲渡期間要件 | 特定関係発生日から2年以内(一定の場合5年以内)の事業年度に行う譲渡(経過措置あり) | 対象株式の譲渡前までに作成する必要がある。 また経済産業省に統合計画書の具体例が公表されている |
| | 3. 解散等要件 | 譲渡者は2年内に解散又は非関連者へ譲渡 | |
| | 4. 統合計画書要件 | 一定の統合計画書に基づく譲渡 | |
| | 5. 特定事由非該当要件 | 譲渡者が主体となって行う譲渡 | http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/pmiikeikaku_sho.html |

(*)1 その発行済株式等の全部又は一部が内国法人(譲渡者を合算課税の対象とするもの)により直接保有されているものを除く

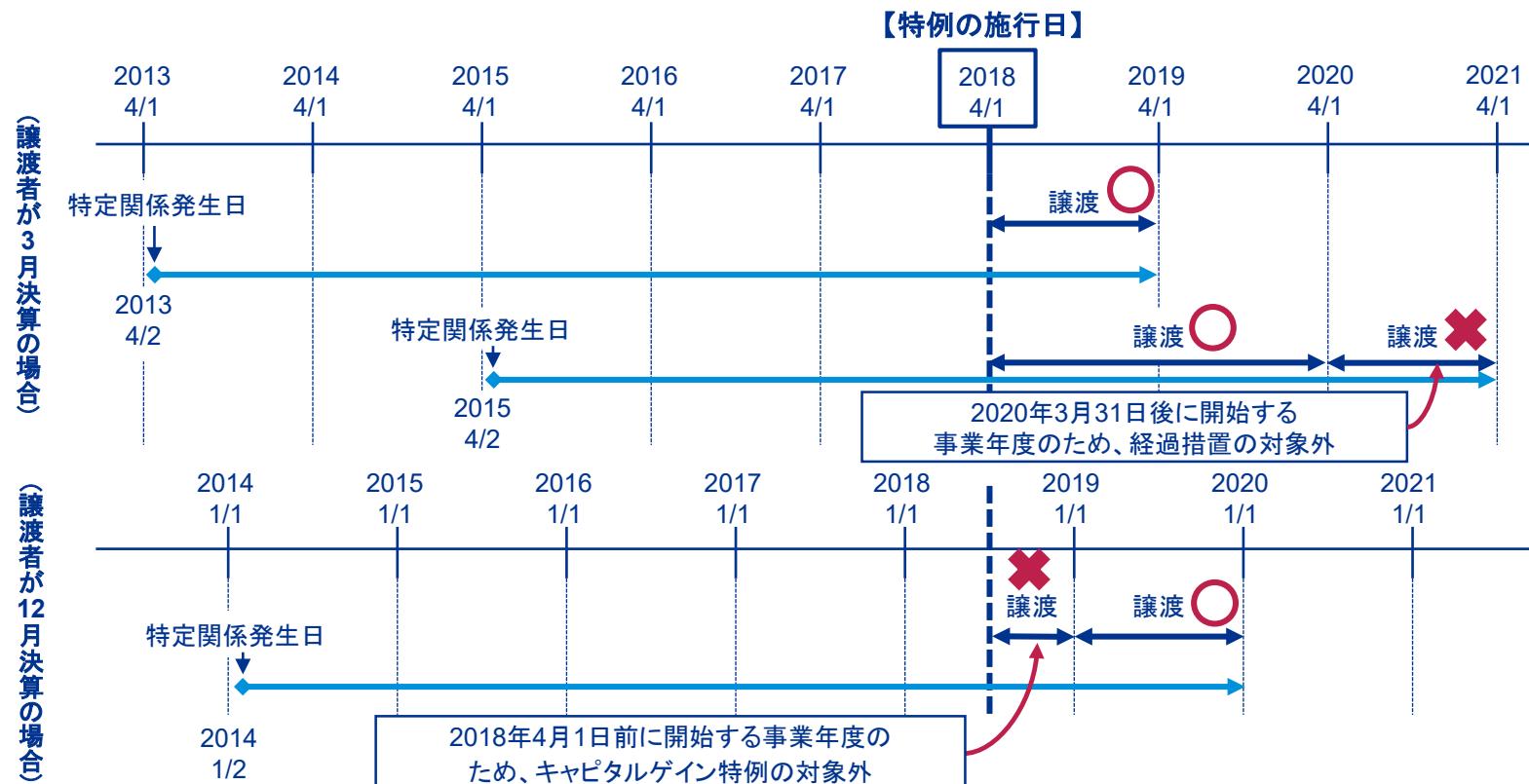
(*)2 「特定関係発生日」とは、居住者等株主等(居住者・内国法人・特殊関係非居住者・被支配外国法人)による
譲渡者に係る株式等保有割合等が50%超となった日(譲渡者が設立された場合を除く)

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

1. 本邦タックスヘイブン対策税制(2018年税制改正)

④ 謙渡期間要件の経過措置の適用イメージ

【経過措置】: 謙渡者の2018年4月1日から2020年3月31日までの間に開始する事業年度の謙渡における、謙渡期間要件は、特定関係発生日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度とする。



III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

2. ドイツにおける税務ガバナンス(TCMS)

① 背景 – 税務ガバナンスの再構築(1/2)



近年、ドイツ法令上、税務コンプライアンスに関する規制が強化されており、コンプライアンス義務の不履行に関して、法人及びその代表者が責任を負うリスクが非常に高まっている。

税務コンプライアンスに関する世論の関心が高まりを見せており、各社が税務ガバナンスの透明性確保と文書化への取り組みを進めている。

上記に伴い、税務部門の機能や税務業務のプロセスの再構築が必要となる。

積極的なリスク管理システム(能動的なリスクの検出、統制のあり方、社内トレーニング等)は、非常に重要な項目である。

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

2. ドイツにおける税務ガバナンス(TCMS)

① 背景 – 税務ガバナンスの再構築 (2/2)



ドイツ連邦財務局は、TCMSの導入が、租税通則法153条^{*)}における誤った税務申告に係る故意又は重大な過失の疑いに対する適切な反証になることを示している。

この動向の中で、ドイツ経済監査士協会(IDW)は、TCMSの監査が、監査基準980に従って行われうることを明示する予定である。

従って、ドイツ法人は、実際の責任リスクに対処するために、TCMSに必要な要素は何なのか？どのようにTCMSを整備すればよいのか？というポイントについて検討をすることが求められる。

^{*)} 納税者は税務調査可能期間が経過する前に、納税申告が不正確または不完全であることが判明した場合には、納税者はそれを遅滞なく通知し、修正申告を行う義務がある。

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

2. ドイツにおける税務ガバナンス(TCMS)

② 効果的なTCMSの導入 a.効果的なTCMS導入のための第一歩

効果的なTCMS導入のための第一歩として、主に下記の各項目等について、現状把握を行う必要がある。
また、外部の税務専門家を交えて現状把握を行うことが効果的であり、望ましい。

各種税目の責任者は誰であるか

税務業務の適切な遂行のために、複数名によるチェック
が行われる仕組みになっているか

各種税目の納期限はいつであるか

過去の税務調査の主な指摘事項は何であったか

各種税目の責任者が申告期限を遵守するための管理機能があるか。責任者が不在でも機能するものであるか

新規プロジェクトが開始される際の、税務上の問題点の評価手順は定められているか

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

2. ドイツにおける税務ガバナンス(TCMS)

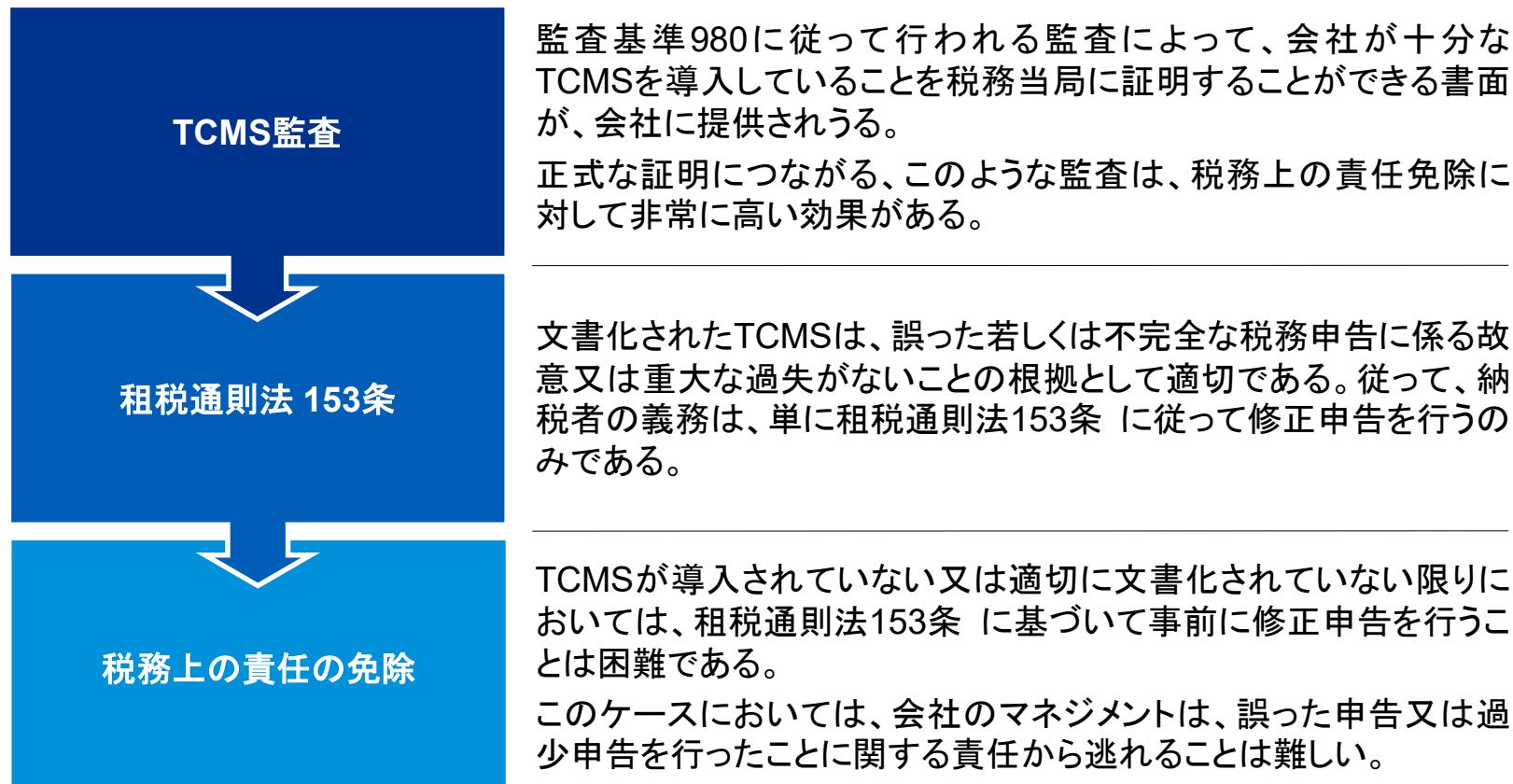
② 効果的なTCMSの導入 b. TCMSに求められる各要素の内容とその具体例

| TCMS | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|
| 税務コンプライアンス 文化 ① | 税務コンプライアンス 目的 ② | 税務コンプライアンス 体制 ③ | | | | |
| <ul style="list-style-type: none">— 税務コンプライアンスを企業文化に組み込むための基準の策定及び文書化— 罰則規定の導入— ビジネスプロセスへの税務機能の関与について規定するルールの策定 <p>具体例: 稅務手続きの不備(無申告等)に対する減給や解雇規定の導入等</p> | <ul style="list-style-type: none">— 税務機能の目標の定義付けとそれに基づく下記の各点の決定— 税務リスクの評価基準— 税務部門のタスクと責任範囲 <p>具体例: 税引後利益の最大化を目的とする等</p> | <p>以下の点の策定及び文書化:</p> <ul style="list-style-type: none">— 税務機能と税務プロセスの組織構造— 税務上の問題点に関与する他の部署(例:会計、人事)との連携方法 <p>具体例: 海外出向・出張に係るPEリスクや賃金税に関する人事部との連携方法を定型化する等</p> | | | | |
| 税務コンプライアンス モニタリング及び改善 ⑦ |  | 税務コンプライアンス リスク ④ | | | | |
| <ul style="list-style-type: none">— 税務リスクの定期的なモニタリングシステムの導入— 規則の不備と規則違反の報告— 法定基準と会社の組織構造に応じたTCMSの継続的な調整 <p>具体例: 全ての税目の納付期日と責任者に関するリストを作成し、進捗管理のための定期的なミーティングを設定する等</p> | | <ul style="list-style-type: none">— ビジネスを行う上で生じる税務リスクの分析、検出、評価— 税務リスクの文書化 (例: リスクマップの作成) <p>具体例: 過去の税務調査の指摘事項について適切に対応が行われているかの分析、営業部門等の担当者へのヒアリングを行い、ビジネス固有の問題点をあぶりだす。</p> | | | | |
| 税務コンプライアンス コミュニケーション ⑥ | | 税務コンプライアンス プログラム ⑤ | | | | |
| <p>以下の点の策定・文書化</p> <ul style="list-style-type: none">— 税務上の問題点に関する、社内外への報告義務とレポートライン— 税務コンプライアンス組織とプログラムに関する情報— 税務上の問題点に対処する従業員に対するトレーニング <p>具体例: 外部の税務専門家を活用するべき基準(契約金額等)を設定する。</p> | | <ul style="list-style-type: none">— 下記の例示のような税務リスク軽減のための手法の策定<ul style="list-style-type: none">- 詳細なガイドラインと業務マニュアルの作成- 税務に関連する問題点に関与する従業員向けのトレーニング- 税務リスクへの対応方法も含めた税務リスクの文書化(例: リスク管理マトリックスの作成) <p>具体例: 新規プロジェクトや契約に関しては、法務部門・税務部門のレビュー実施を徹底する。</p> | | | | |

III. 買収後経営統合(PMI)フェーズの主要税務論点

2. ドイツにおける税務ガバナンス(TCMS)

③ 今後の動向 - 効果的なTCMSの影響





<Appendix>

KPMG ドイツ

Global Japanese Practice (GJP)

KPMG Global Japanese Practice(GJP) in Germany

デュッセルドルフ Düsseldorf



岡本 悠甫
Yusuke Okamoto
E: yokamoto1@kpmg.com
T: +49 211 475 6178



辻村 溫憲
Atsunori Tsujimura
E: atsunoritsujimura@kpmg.com
T: +49 211 475 7330



佐藤 英介
Eisuke Sato
E: esato2@kpmg.com
T: +49 211 475 6113

フランクフルト Frankfurt



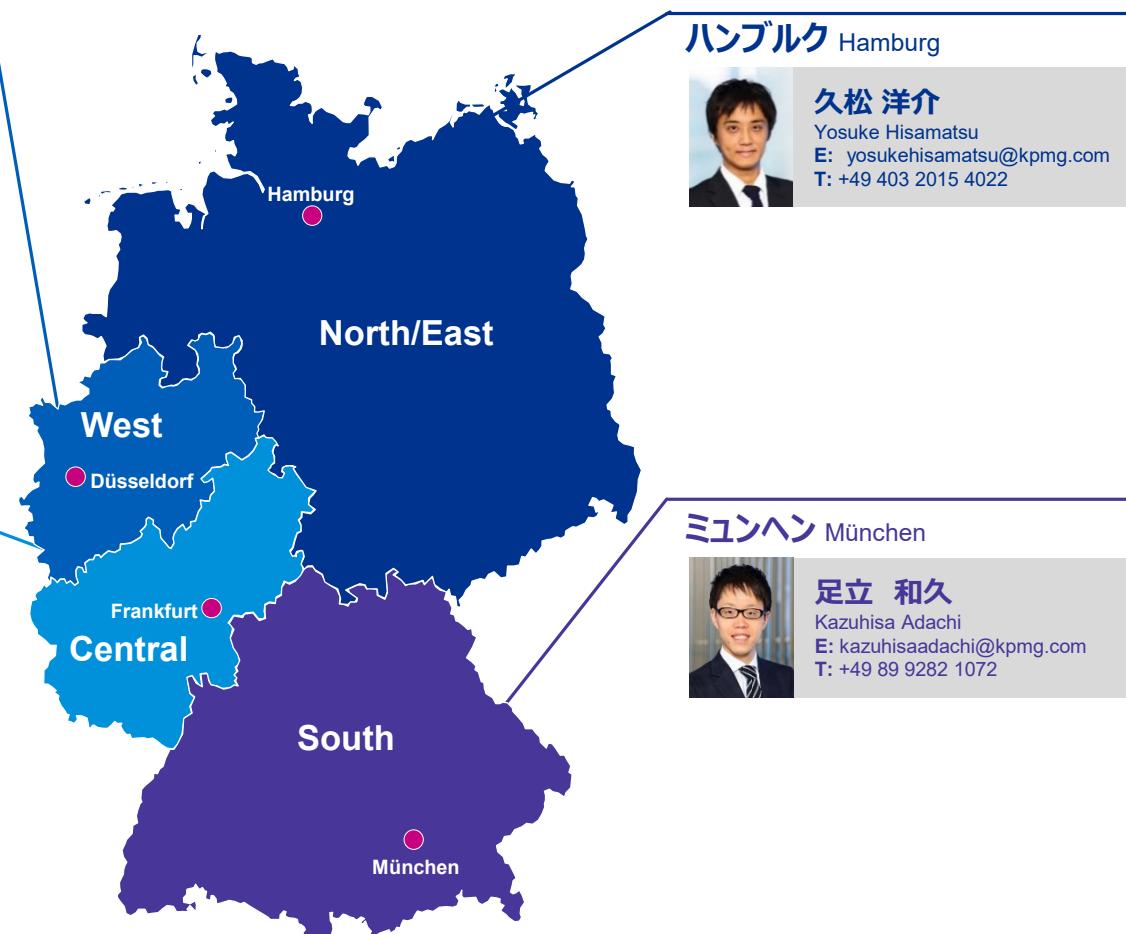
神山 健一
Kenichi Koyama
E: kkoyama@kpmg.com
T: +49 69 9587 1909



大林 幸太郎
Kotaro Obayashi
E: kobayashi1@kpmg.com
T: +49 69 9587 6249



樋口 光洋
Mitsuhiro Higuchi
E: mitsuhirohiguchi1@kpmg.com
T: +49 69 9587 2945



● GJPが設置されている事務所



© 2020 KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The name KPMG and the logo are registered trademarks of KPMG International.

Yusuke Okamoto
岡本 悠甫

Senior Manager
Global Japanese Practice Germany
Certified Public Accountant (Japan)

KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Tersteegenstraße 19-23
40474 Düsseldorf

T +49 211 475 6178
M +49 160 485 5565
F +49 211 475 6336

yokamoto1@kpmg.com
www.kpmg.de

Kenichi Koyama
神山健一

Senior Manager, Tax
Corporate Tax Service
Global Japanese Practice

KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
THE SQUAIRE, Am Flughafen
60549 Frankfurt/Main
Germany

T +49 69 9587-1909
F +49 69 9587-6715
M +49 174 3074482

kkoyama@kpmg.com
www.kpmg.de



www.kpmg.de/socialmedia

www.kpmg.de

Die enthaltenen Informationen sind allgemeiner Natur und nicht auf die spezielle Situation einer Einzelperson oder einer juristischen Person ausgerichtet. Obwohl wir uns bemühen, zuverlässige und aktuelle Informationen zu liefern, können wir nicht garantieren, dass diese Informationen so zutreffend sind wie zum Zeitpunkt ihres Eingangs oder dass sie auch in Zukunft so zutreffend sein werden. Niemand sollte aufgrund dieser Informationen handeln ohne geeigneten fachlichen Rat und ohne gründliche Analyse der betreffenden Situation.

© 2020 KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, ein Mitglied des KPMG-Netzwerks unabhängiger Mitgliedsfirmen, die KPMG International Cooperative („KPMG International“), einer juristischen Person schweizerischen Rechts, angeschlossen sind. Alle Rechte vorbehalten. Der Name KPMG und das Logo sind eingetragene Markenzeichen von KPMG International.